

号外
2014
6 / 15

府職の友

発行所／大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人／有田 洋明 編集人／樋口 浩之
（一部10円）組合員の購読料は組合費に含まれています。

保存版
残業なくそう
特集号

健康と家族、
豊かな人生のために…

時間外労働のない 職場をつくらう！

実効ある36協定の締結をめざして

「残業はあたりまえ」というのが、日本の労働者の現状です。府庁においても例外ではありません。労働基準法32条では「使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない」と明確に規定されています。そして、時間外労働について同36条では、労働組合（労働者代表）と協定を結んだ場合のみ、時間外労働が可能としています。この協定の範囲を超えて時間外労働をさせた場合、使用者には罰則も適用されます。

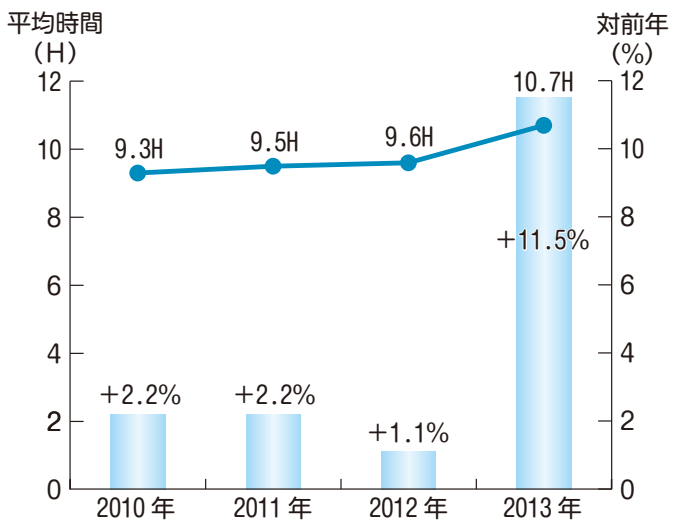
当然ながら、府庁の職場でも労働基準法は適用されます。しかし、労働基準法33条（災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合に時間外労働をさせることができる）を口実にして、府庁の職場では長時間労働が蔓延しているのが実態です。
このような「違法・脱法状態」が、多くの府職員の健康や家庭生活をおびやかしているのではないのでしょうか。
みんなで労働組合に加入し、職場から声をあげ、仕事と家庭・プライベートを大切にできる職場をつくりましょう。

府職員の健康状態と残業実態

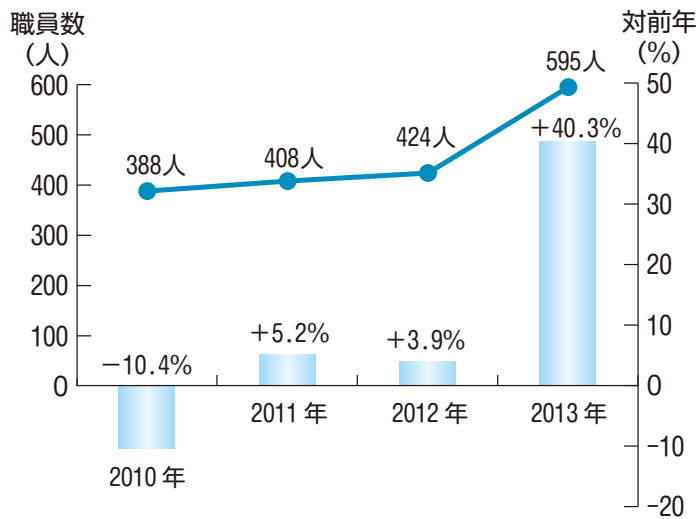
この数年、府職員の時間外労働は増加し続けています。2013年度の1人1月あたりの平均時間数は前年度比で11.5%増えています。年間360時間の上限規制を超えている職員は、約600人となり、前年度に比べて1.4倍も増えています。
こうした状況のもと、府職員の健康状態も悪化しています。2013年度の一般定期健康診断の結果では、要観察32.2%、要医療36.7%で、職員の69%（4035人）が「有所見（異常あり）」となっております。高止まり状態です。
また、メンタル不全者も高止まり状態で、2012年度の7日以上の休業者5

57人のうち190人が1人がメンタル不全による「精神及び行動の障害」いわゆるメンタル不全によるものです。実に職員50人に1人がメンタル不全による「精神及び行動の障害」による異常な実態です。

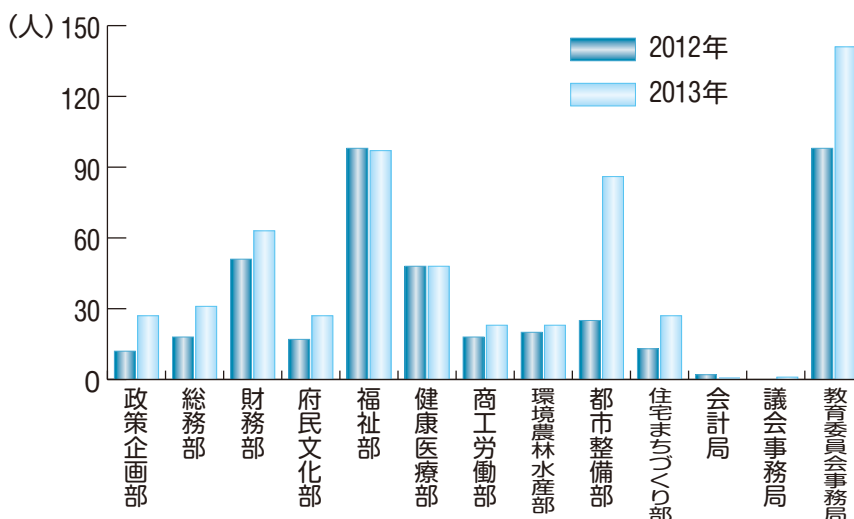
1人1月あたりの平均残業時間の推移



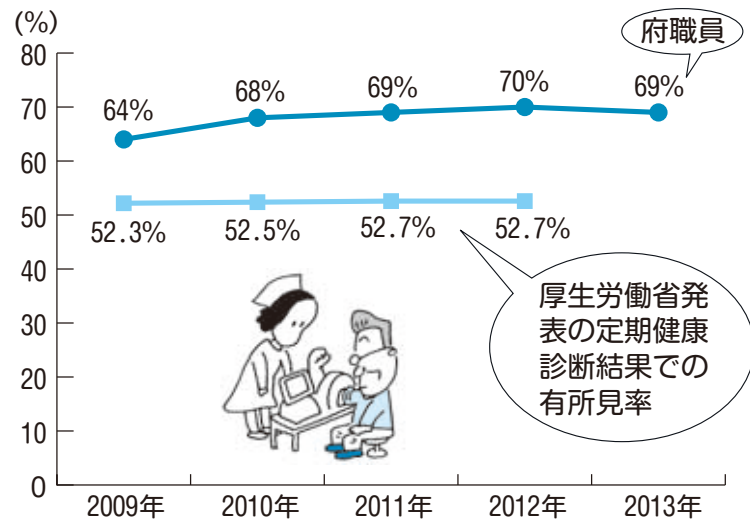
1人年間360時間上限規制を超えている職員数の推移



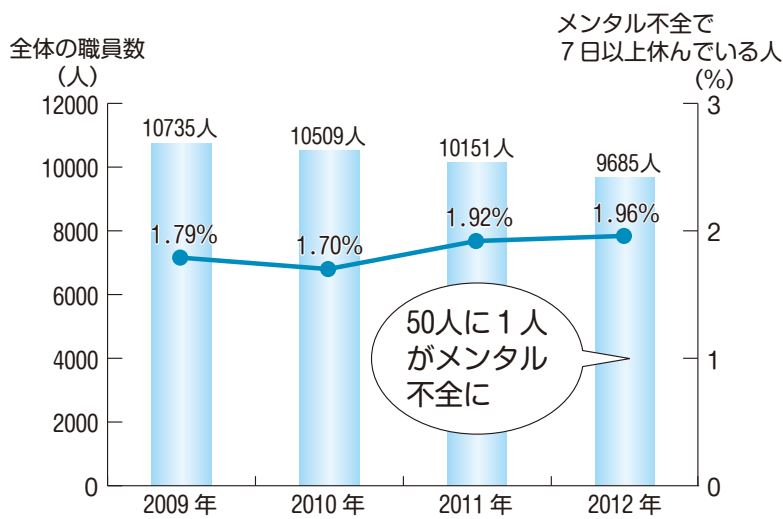
部局別 年間360時間上限規制を超えている職員数



府職員の一般定期健康診断結果での有所見者の推移



メンタル不全者の推移



50人に1人がメンタル不全に